

試験，成績について

第 7 章 試験、成績、進級、卒業、称号の授与

(試 験)

- 第 21条 試験は学科試験及び実技試験とし、各期の終りに期日を定めて行う、定期試験と必要ある場合に任意に行う、臨時試験とする。
- 2 前項に定める試験のほか、次の試験を行う場合がある。
- (1) 追試験 病気その他やむを得ない事由により試験をうけられなかった者に対して行う。
- (2) 再試験 成績の判定において不合格になった者に対して行う。
- 3 試験の成績は学科試験・実技試験ともに100点をもって満点とし60点以上を合格とする。

(受験の条件)

- 第 22条 試験を受けるためには、次の条件をそなえなければならない。ただし、次の(1)(2)において、やむを得ない理由の場合は除く。
- (1) 一般教育科目については出席時間数が授業時間数の3分の2以上であること。
- (2) 専門教育科目において学科及び実習の出席時間数が教育課程の別表(1)－1及び(1)－2にかかげる国土交通省の指定基準に定める時間数以上であること。
- (3) 所定の納付金を完納していること。

(成 績)

- 第 23条 成績の判定は、試験と平素の授業履修状況によって行う。
- 2 判定の結果は優、良、可、不可をもって表し、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。
- 3 合格者に対し、その科目の修了を認める。

(進 級)

- 第 24条 各学年において、所定の科目を修了した者は次の学年への進級を認める。所定の科目とは教育課程の別表(1)－1及び(1)－2の科目をいう。以下同じ。

(留 年)

- 第 25条 各学年において、それぞれ所定の科目を修了しなかった者は当該学年にとどめる。

(卒 業)

- 第 26条 所定の科目をすべて修了したときは卒業とし、卒業証書 を授与する。

(称号の授与)

- 第 27条 前条により、二級課程を修了した者には、専門士(工業専門課程)の称号を付与する。また、一級課程を修了したものには、高度専門士(工業専門課程)の称号を付与する。

(卒業時期)

- 第 28条 卒業時期は毎学年末とする。

(留年、または復学による履修の免除)

- 第 29条 留年または復学したときは、所定の科目のうち既に修了した科目の履修は免除する。

専門学校 岡山自動車大学校 学則 より抜粋

- 第 7条 学則第23条の第2項の優は100点満点で80点以上、良は70点から79点まで、可は60点から69点までとし、不可は59点以下とする。
- 2 成績の通知は次のとおりとする。
- (1) 前期の成績については9月下旬に担任教員から通知する。
- (2) 1年次の成績については、進級判定後学年末までに担任教員から通知する。

専門学校 岡山自動車大学校 細則 より抜粋

注：成績の分布状況は学科・実習全科目の評価・成績一覧表を作成し、それぞれ学級、学年で順位を算出している。(履修科目(各科目100点満点)の合計点で算出)